

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和2年4月1日作成)

法令名	学校教育法
根拠条項	第13条
処分の概要	市町村立高等学校の閉鎖命令
法令の定め	第13条 第4条第1項各号に掲げる学校が次の各号のいずれかに該当する場合には、それぞれ同項各号に定める者は、当該学校の閉鎖を命ずることができる。 一 法令の規定に故意に違反したとき 二 法令の規定によりその者がした命令に違反したとき 三 六箇月以上授業を行わなかつたとき
処分基準	
処分担当課	北海道教育庁学校教育局高校教育課学校制度係 (電話番号：011-231-4111 内線35-711)
問い合わせ先	同上
備考	審査実績がなく、また、将来的にも見込みがないため、審査基準を設定しない。